令和８年度室蘭工業大学社会人研修プログラム実施要項

1　研 修 名　低圧電気取扱業務特別教育（実技は開閉器の操作の方法のみ）

2　研修概要　労働安全衛生法では「配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器（ブレーカー）の操作の業務」に労働者を就かせるときは、労働者に対し、安全衛生のための特別教育を行うことが事業者に義務づけられており、違反した場合は罰せられることがあります。
本社会人研修プログラムでは、就業者の方を対象に、低圧電気取扱業務特別教育（実技は開閉器の操作の業務のみ）を実施します。なお、全課程を修了した方には修了証を発行いたします。

3　対　　象　室蘭市・登別市・伊達市・西胆振地域にお勤めの方

4　定　　員　４名（先着順）

5　日　　時　令和９年１月 28 日（木）8:40～18:40（休憩時間を含む）

6　会　　場　室蘭工業大学　教育・研究１号館　A216 講義室

7　講　　師　室蘭工業大学 技術部職員（中央労働災害防止協会認定 特別教育インストラクター）

8　研修内容　裏面に記載

9　受 講 料
・ 一般　5,000 円
・ 室蘭工業大学ＭＯＮＯづくりみらい共創機構研究協力会会員　2,500 円
※ 受講料納入後にキャンセルされた場合は、受講料の返金はできかねますのでご注意願います。
ただし、開催中止と判断した際は、受講料を返金いたします。

10　申込期間　令和８年 12 月２日（水）～ 12 月 16 日（水）17 時まで

11　申込方法
(1) 「E-mail」・「FAX」のいずれかの方法で、下記申込先へ「受講申込書」を提出ください。
（注）受講申込みが定員に満たない場合には、開講を見送る場合があります。
(2) 開講決定後、受講者には受講決定通知を送付しますので、受講料を期限までに本学指定の金融機関へ振込みください。受講料の納入が所定の期日までになかった場合には、受講ができません。なお、振込手数料は、受講者の負担となりますのでご了承願います。

12　申 込 先

〒050-8585　室蘭市水元町 27 番 1 号
室蘭工業大学　研究推進課　社会連携係
E-mail　chiiki@muroran-it.ac.jp
FAX　0143-46-5031　　TEL（直通）0143-46-5016
（※受講受付トラブル回避のため、電話での受講申込みは受けかねますのでご了承ください。）
https://muroran-it.ac.jp/society/re-education/
（室蘭工業大学トップページ ＞ 社会連携 ＞ 社会人への再教育）

13　そ の 他

(1) 本人確認のため顔写真付きの身分証明書をご持参ください。
(2) 自動車で来学される方は、本学所定の駐車場をご利用ください。
(3) 全課程を修了しなければ修了証の発行が出来ませんので、開始時刻に遅れずにお越しください。遅刻した場合、受講は出来ません。
(4) 筆記用具（鉛筆・消しゴム・色付きペン）をご持参ください。
(5) 実技は作業に適した服装（長袖、長ズボン）、靴（サンダル等は不可）で受講してください。
(6) 昼食は各自ご用意ください。
(7) 本学敷地内、建物内は全て禁煙となっております。
(8) 受講者に事故、トラブル等が生じた場合、本学では責任を負いかねますので、あらかじめ保険等への加入をおすすめします。
(9) 本研修中に主催者が撮影した写真を、広報や報道記事等に掲載させていただくことがありますので、ご了承ください。

研修内容

講 義 日 程	内　　容
令和 9 年 1 月 28 日（木） 8:40～18:40	・関係法令（1 時間） ・低圧の電気に関する基礎知識（1 時間） ・低圧用の安全作業用具に関する基礎知識（1 時間） ・低圧の電気設備に関する基礎知識（2 時間） ・低圧の活線作業及び活線近接作業の方法（2 時間） ・実技（1 時間）

主　催：室蘭工業大学